

評 価 基 準

久留米市ガバメントクラウド接続及び
共通基盤システムの導入・運用保守業務委託

令和6年2月
久留米市

1 基本的な考え方

候補者の決定にあたっては、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する総合評価方式を採用し、予定価格等の制限の範囲内において入札があった者のうち、総得点の最も高い入札者を候補者とする。

総合点 500点	非価格点 350点	技術点 300点
		構成点 50点
	価格点 150点	価格点①（共通基盤） 120点
		価格点②（ガバメントクラウド接続） 30点

(表) 総合点の内訳

1.1 総合評価の方法及び候補者の決定方法

「1.2 提案内容の評価」、「1.3 ガバメントクラウド構成の評価」、「1.4 入札価格の評価」で評価した「技術点」、「構成点」、「価格点」の合計点数（以下「総合点」という）が最も高い者を候補者とする。

入札者の獲得する「総合点」は、「技術点」、「構成点」、「価格点」の単純な和となる。

$$\text{総合点 (500点)} = \text{技術点 (300点)} + \text{構成点 (50点)} + \text{価格点 (150点)}$$

1.2 提案内容の評価

提案内容の評価は、別に定める「提案書評価項目表」に基づき提案内容の評価し「技術点 (300点)」を与える。

1.3 ガバメントクラウド構成の評価

ガバメントクラウド構成の評価については、後に示す計算式に基づきガバメントクラウド構成に対する点数「構成点 (50点)」を与える。

1.4 入札価格の評価

入札価格は、資料1（久留米市ガバメントクラウド接続及び共通基盤システムの導入・運用保守業務委託調達仕様書）、資料2（久留米市ガバメントクラウド利用に係るネットワークおよび環境の設計構築・運用保守業務仕様書）毎に評価する。

資料1に関する入札価格を価格点①として算出し、資料2に関する入札価格を価格点②として算出する。「価格点 (150点)」は価格点①と価格点②の単純な和となる。

$$\text{価格点 (150点)} = \text{価格点① (120点)} + \text{価格点② (30点)}$$

1.5 有効数字

「技術点」、「構成点」、「価格点」の算出にあたっては、小数点以下1桁目で四捨五入する。

1.6 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

1.6.1 入札者それぞれの「非価格点」が異なる場合

「技術点」が高い者を候補者とする。

1.6.2 入札者それぞれの「技術点」が同じ場合

別途日を定め、くじ引きにより候補者を決定する。

2 提案内容の評価

2.1 技術点について

2.1.1 評価について

「技術点」は、提案書の内容に基づき、以下の手順で行う。

(1) 評価項目の大分類の設定、配点

次のとおり評価項目を設定し、以下のように配点を設定する。

<配点設定>

1. 仕様理解と対応方針	: 20点
2. スケジュール	: 20点
3. 実施体制	: 15点
4. 実績	: 15点
5. ガバメントクラウド接続環境	: 25点
6. オブジェクトストレージ管理	: 25点
7. 業務アプリケーションサーバ管理	: 25点
8. 共通ファイルサーバ管理	: 25点
9. ファイル転送機能	: 25点
10. レイアウト変換機能	: 25点
11. 生体認証	: 20点
12. 端末制御	: 20点
13. 導入作業	: 15点
14. 運用保守	: 25点

(2) 評価点の考え方

採点は、「提案書評価項目表」評価項目単位に0～5点までの6段階で評価する。

- A. 本市で想定していた提案であれば「3点」（以下、基準点 [※1]）とする
- B. 優れた提案は「4から5点」の範囲で評価する
- C. 低いレベルの提案は「1から2点」の範囲で評価する
- D. 記述のないものは「0点」とする

(3) 評価項目の加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、1～5までの加重点を項目ごとに設定する。

(4) 技術点の計算

技術点の計算は以下の式で行う。

$$\text{技術点} = \text{評価項目の評価点} \times \text{加重点}$$

2.1.2 失格について

(1) 合計点について

「技術点」の合計が60%未満の場合は失格とする。

(2) 重要項目について

本市が特に重要と考える項目を重要項目として設定する。「技術点」の合計が60%以上の場合であっても、重要項目が基準点〔※1〕に満たない場合には、失格とする。なお、重要項目は別に定める「提案書評価項目表」で示す。

〔※1〕基準点とは、本業務を遂行するために必要な水準を満たすと考える点数（本市が本業務遂行に必要と要求する水準）

2.2 構成点について

2.2.1 評価について

調達仕様書の内容を理解し、「システム構成図」を作成すること。クラウドサービス利用料は、「システム構成図」の内容を基にCSP料金見積りツールを用いて積算すること。また、「CSP料金見積りツールによる計算結果を保存したURL」を「ガバメントクラウド利用申請情報」に記載すること。

<ガバメントクラウド利用申請情報>

1. システム構成図（本稼働時点）
2. CSP料金見積りツールによる計算結果を保存したURL
3. クラウドサービス利用料（稼働後/USD建て） *2の結果
4. ガバメントクラウド利用方式（単独利用方式/共同利用方式）
5. 利用開始予定年月

「構成点」の点数算出式は、次のとおりとする。

$$\text{構成点} = 50 \times (\text{クラウドサービス利用料 (入札者中最低の利用料)} / \text{「3. クラウドサービス利用料 (稼働後/USD建て)」})$$

2.2.2 失格について

- 「ガバメントクラウド利用申請情報」に未回答項目があった場合には、失格とする。

- 「システム構成図」と「クラウドサービス利用料」に齟齬があった場合には、失格とする。
- 「システム構成図」が調達仕様書の要件を満たさないと本市が判断した場合には、失格とする。

3 価格点の評価

「価格点」の点数算出式は、次のとおりとする。

$$\text{価格点} = \text{価格点①} + \text{価格点②}$$

$$\text{価格点①} = 120 \times (\text{入札者中最低の入札価格 (資料1)} / \text{入札価格 (資料1)})$$

$$\text{価格点②} = 30 \times (\text{入札者中最低の入札価格 (資料2)} / \text{入札価格 (資料2)})$$

なお、入札金額が予定価格を超えている場合は、失格とする。

予定価格は、入札にあたっての評価のための数値であり、本市にて設定する。

また、入札価格が予定価格以内であっても、年度毎の支払金額の範囲内に無い年度がある場合は、失格とする。

4 総合点の算出方法

入札者の獲得する「総合点」は以下のように算出する。

$$\text{総合点} = \text{技術点} + \text{構成点} + \text{価格点}$$

以上